

確認事項

(司法修習委員会関係)

- 1 最高裁判所は、司法修習委員会（以下「委員会」という。）に対し、委員会の所掌する重要事項について、適時、その運営状況等を説明するのが適当である。
- 2 委員会の委員は、法曹三者 3 人（裁判官，検察官，弁護士各 1 人），司法研修所長とするほか，学識経験者については，専門分野等を考慮しつつ適切な選任が行われるよう配慮するのが適当である。
- 3 委員会は，毎年，必要に応じて，機動的に開催するよう努めるべきである。
- 4 委員会の議事の公開については，当該委員会が決定すべき事柄であるが，当委員会としては，原則として，議事録を公開するとともに，必要に応じて，報道機関に議事を公開するのが相当であると考えらる。